

税金考

暮らしの現場で

▶ 3

2016 2/25
東京都中野区の住宅街にある幅約4メートル、長さ約40メートルの私道。行き交う行人の姿を眺める保有主の男性(58)の表情はさえない。昨年12月17日、この私道を巡る課税で最高裁まで争い敗訴が確定したためだ。

公共性ある私道

2009年に親から相続するまで25年以上、私道は固定資産税が免除されていた。地方税法は「公共のための私道」を非課税と定め、都がこの対象とみなしたためだ。相続税でも不特定多数が利用する私道は財産評価の対象外のはずだが、国税当局は公共性を認めなかった。「約1600万円の価値がある」と認定し約640万円の相続税の支払いを命じた。

「固定資産税が課されない私道ということを考慮に入れるべきではないか」。裁判でそう訴えたが課税判断は覆らなかった。私道を物納することも考えたが国が物納を認めているのは「宅地と一体で売却できる見込みがある場合」など様々な条件があり税務署からは事実上の門前払い。訴訟費用も含めると税負担は800万円近くに上った。負担の「公平」を掲げる

放置される二重基準

ゼロか800万円か

税の世界。課税基準も公平だと思いがちだが、実態は微妙だ。

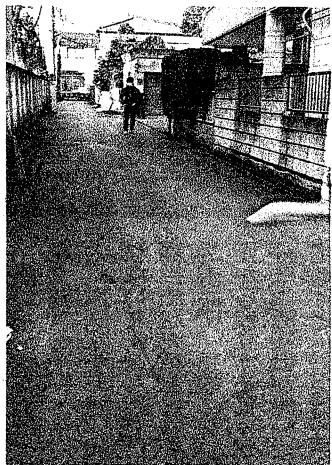
「請求書や領収書を電子メールで送った場合は印紙税は発生しません。ただし送信後、改めて相手に文書を持参するなどした場合は課税文書となります」。国税庁のホームページで印紙税を調べると、こんな不可解な文章に出くわす。

廃止論に腰重く

同じ契約文書でも、紙の文書だと課税され電子決済だと対象外という二重基準が残る。「時代遅れで不合理だ」。経済界からは度々、印紙税の廃止論が巻き起こるが、政府は重い腰を上げようとしない。

「気持ちにはわかるが、おそれとやめられない」。財務省幹部はこう漏らす。14年度の印紙税収は約3530億円。自動車重量税(約3720億円)に匹敵する貴重な財源だ。税収が大きければ道理が引込み、二重基準がまかり通る。

「なぜ5年分しか返ってこないのか」。東京都府中市に住む男性(78)が釈然としない表情を浮かべる。



固定資産税が非課税でも相続税がかかる私道がある(東京都中野区)

問題の発端は09年、男性が同市内の団地に住み始めた約20年前から、市の課税ミスで固定資産税を取られすぎていたことに気づいたことだった。裁判で争った結果、市はミスを認めたが地方税法の規定を適用し還付対象は5年分のみ。わずか7500円だった。

公務員が個人に損害を与えた場合の賠償を定めた国家賠償法が適用されれば、20年間さかのぼって還付するとしている。裁判では「今回の件は国賠法の対象」と主張したが、「市のミスは重大なものとはいえない」と退けられた。ところが、昨年発覚した同じような徴収ミスで、兵庫県東条市は20年分の還付を進め、神奈川県伊勢原市は市の独自判断で最大約30年をさかのぼり返金すると決めた。

取り過ぎた税金の還付基準の乱立を整理するつもりはないのか。地方税を所管する総務省に聞くと「自治体ごとに多様な判断があつていいのではないか」(自治体事務局)との答えだった。地方自治の名の下に納税者の損得が理不尽に分かれる状況が続いている。